

高知県立消費生活センター

## 地域見守り情報



### 健康食品の送りつけ 新たなトラブルに注意！！

突然電話があり、申し込んだ覚えのない健康食品が強引に送りつけられるという相談が後を絶ちません。新たな手口やトラブルも見られるため、引き続き注意が必要です。

- 【県内事例①】 高齢の父宛てに高額なサプリメントが宅配便で届いた。商品と一緒に、代金支払い用の現金書留封筒が同封されている。どうすればよいか。(契約当事者 80代男性)
- 【県内事例②】 「要らない」と断ったが、しつこく言われるうちに曖昧な返事をしてしまった。事情を知らない家族が自分の留守中に受け取り、代金を支払った。クーリング・オフ通知を出して商品を返送したら、業者が受け取りを拒否して戻ってきた。返金もされない。(80代女性)
- 【県内事例③】 「頼んでいない」と断ったが、「録音しているので間違いない」「継続契約で20数万円になる」と言われた。「支払いができない」と断ると、「裁判になってもいいですか」「明日あたり警察が行きますよ」と言われ不安だ(80代女性)

#### アドバイス

1. 電話勧誘されても、申し込んだ覚えがなく購入するつもりがなければきっぱりと断りましょう。
2. 断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、商品の受け取り義務や代金の支払い義務はありません。
3. 家族の間で「誰が依頼したか確認が取れない荷物は、とりあえず受け取らない」というルールを作っておきましょう。
4. 断り切れずに承諾した場合でも、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。なお、事例②のようなケースもあるので、注意が必要です。
5. 高齢者の方は悪質業者に狙われやすいので、日ごろから、家族や周囲の方が気を配る事が大切です。
6. 困ったことがあれば、すぐに消費生活センター等にご相談ください。